

## 1 法的分離（兼業規制）に伴う行為規制

## 2 とりまとめ骨子（案）

3 平成 30 年 3 月

4 電力・ガス取引監視等委員会事務局

5 ネットワーク事業監視課

6 7 8  
9 **1. 情報の適正な管理のための体制整備等**10 改正電気事業法においては、一般送配電事業者が以下の体制整備等を行うこととされ  
11 ている。

- 12 (1) 情報を適正に管理するための体制の整備
- 
- 13 (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- 
- 14 (3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

15 その措置の具体的な内容について省令等で規定することとされているところ、以下の  
16 とおり整理した。17  
18 **(1) 情報の適正な管理**19 送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれが生じないよ  
20 う、以下①~③の情報管理体制の整備を求める。

- 21 ① 建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制
- 
- 22 限等を行うこと
- 
- 23 ② 情報システムを発電・小売等と共用する場合には、アクセス制限、アクセス者
- 
- 24 の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- 
- 25 ③ 情報の適正な管理に係る規程の整備、情報管理責任者の設置、従業者の教育
- 
- 26 など、情報を安全に管理するために必要な措置を講じること

27 **(2) 業務の適切な監視**28 託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制整備については、差別的  
29 取扱いの有無等を自ら監視して是正するよう、以下の①~④を求める。

- 30 ① 託送供給及び電力量調整供給の業務（以下、「託送供給等業務」とい
- 
- 31 う。）における発電・小売事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なもの

- 32 を除く) の内容及び経緯を記録し保存すること  
33 ② 託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を別に置くこと  
34 ③ 監視部門が託送供給等業務の実施状況を監視すること  
35 ④ 監視部門がその監視結果を取締役会へ報告すること

### 36 (3) その他の措置

37 (1)・(2)に加えて、法令遵守計画(内部規程の整備、従業者等の研修・管  
38 理、法令遵守担当者による監視、内部通報窓口の整備など)を策定し、その計画  
39 を実施することを求める。

40

## 41 2. 社名・商標・広告宣伝等に関する規律

42 改正電気事業法においては、情報の目的外利用・提供の禁止や差別的取扱いの禁止に  
43 加えて、その他適正な競争関係を阻害する行為(省令で定めるもの)を禁止すること  
44 とされている。

45 グループ内の発電・小売電気事業者等が一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活  
46 用して、自社の営業活動を有利に進めることは、電気供給事業者間の適正な競争関係  
47 を阻害すると考えられることから、社名、商標、広告等についても規制すべきと考え  
48 られるところ、省令で規定すべき具体的な内容について整理した。

### 49 (1) 社名

50 一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者が、同一視されるおそれの  
51 ある社名を用いることは適正な競争関係を阻害するとして禁止する。

52 一般送配電事業者の社名の中に、一般送配電事業者であることを示す文言を入れ  
53 ることを条件に、一般送配電事業者が社名の一部にグループ名称(旧一般電気事業  
54 者名等)を使用することを許容する。

### 55 (2) 商標

56 一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者が、同一視されるおそれのあ  
57 る商標を用いることは適正な競争関係を阻害するとして禁止する。(グループ商標  
58 のみを使用する場合を含む。)

59 一般送配電事業者の独自商標と併せて用いる場合のみ、一般送配電事業者がグル  
60 ープ商標を用いることを許容する。

61 また、グループ内の発電・小売事業者の営業活動に効果があるとは考えられ  
62 ず、適正な競争関係を阻害しないと考えられる場所における商標の使用(例えば、  
63 需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所、マンホール等における  
64 目立たない刻印\*など)については、本規制の対象外とする。ただし、今後、送配

65 電事業者がこうしたものを新たに設置する場合には、グループ商標のみを用いるこ  
66 とはしないようにする。

67  
68 \*目立たない刻印には、以下のようなものも含まれる。

69 ・電柱の番号札・標示板等であって、旧一般電気事業者の商標が刻印されている  
70 もの（サイズが小さいものに限る）。

71 ○電柱の番号札・標示板（例）



72

73

### 74 (3) 営業や広告宣伝

75 一般送配電事業者が、グループ内の発電・小売事業者の事業活動を有利にする広  
76 告・宣伝等を行うことを禁止する。

77 グループ内の発電・小売事業者等が、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を利  
78 用して、自社の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うことを禁止する。

79

### 80 3. 業務の受委託等に関する規律

81 改正電気事業法においては、一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等  
82 (子会社等を含む) との間での、送配電業務の委託及び発電・小売業務の受託を、原  
83 則禁止することとされている。

84 その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、どのような業務  
85 を禁止の例外とするかについて整理した。

86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101

(1) 例外として許容される業務委託の内容 (送配電 → 発電・小売等)

以下 i ~ iii については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外とする。

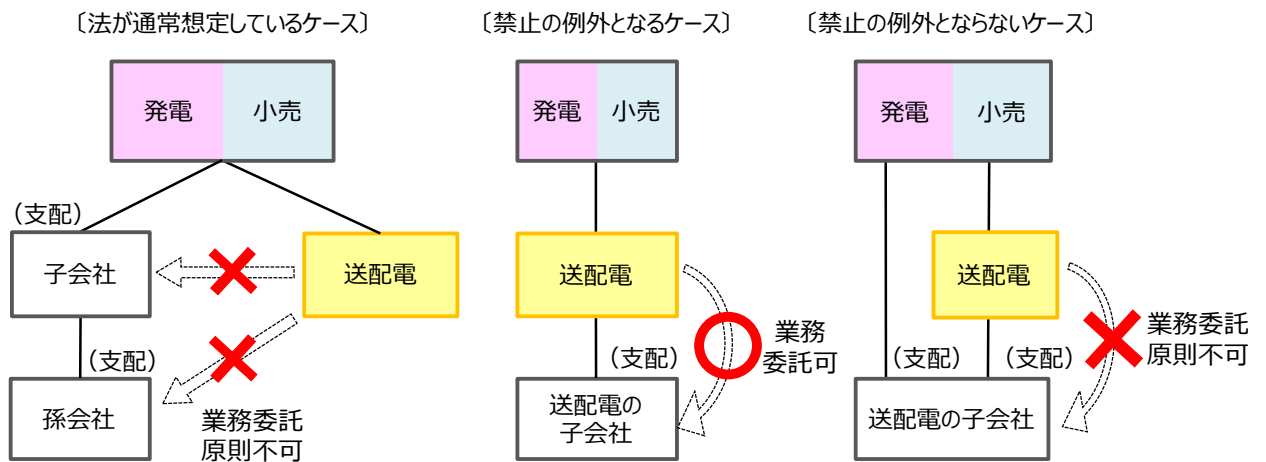
i) 以下①~③のいずれでもない業務委託

- ① 送配電のみが知り得る情報 (発電・小売が利用できるもの) を取扱う業務の委託
- ② 業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、発電・小売事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託
- ③ 合理的な理由がないにもかかわらず、公募・入札等をせずに実施する業務の委託

ii) 災害時の復旧対応など頻度が極めて小さい場合 (業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断)

iii) 一般送配電事業者の子会社等 (一般送配電事業者を通じての支配以外では、グループ内の発電・小売事業者の支配がない会社に限る) への委託

\* 第 20 回制度設計専門会合の議論を踏まえ、下図の右側は例外としないこととする。



102  
103

(2) 例外として許容される業務受託の内容 (発電・小売等 → 送配電)

以下 i・ii については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外とする。

i) 以下①・②のいずれでもない業務受託

- ① 送配電事業者のみが知り得る情報や送配電事業の人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する送配電業務の実施を変更・調整するなどして、

109

110 受託した業務の成果を高めることができる業務の受託

111 ② 合理的な理由なくグループ内の発電・小売事業者以外からは受託しないな  
112 ど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託

113 ii) 災害時の復旧対応など頻度が極めて小さい場合（業務の内容及び頻度等を踏  
114 まえて総合的に判断）

116 改正電気事業法においては、一般送配電事業者が最終保障供給又は離島供給の業務  
117 を公募することなくグループ内の小売・発電事業者に委託することを、原則禁止する  
118 こととされている。

119 その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、どのような業務を  
120 禁止の例外とするかについて整理した。

### 121 (3) 公募せずに委託できる最終保障供給および離島供給の業務

122 緊急の必要があり、かつ公募実施までの間のみなどきわめて短期な期間に限定し  
123 た業務委託については例外として公募しなくてもよいこととする。

## 125 4. グループ内での取引に関する規律

126 改正電気事業法においては、不適正な利益移転等を防止するため、一般送配電事業  
127 者とグループ内の発電・小売事業者等（特殊の関係のある者を含む）との間の取引は  
128 「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある  
129 条件」で行ってはならないこととされているところ、その具体的な判断基準について  
130 整理した。

### 131 (1) 「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれの 132 ある条件」の具体的な判断基準

133 「通常取引の条件」の判断基準は、グループ会社以外の会社と同種の取引を行  
134 う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかとする。

135 \*より具体的な判断基準を示すことについては、対象となる取引は多種多様であ  
136 り、事前に類型化し具体的な基準を示すことは困難であるため、今後、事務局  
137 による監視や事業者からの相談等を通じて、整理が必要なケースが出てきた際  
138 に、あらためて議論することとする。

140  
141  
142

本規制の対象には、グループ内の発電・小売事業者等に加え、別会社を利用した取引（迂回取引等）を防止する観点から一般送配電事業者と「特殊の関係のある者」も含まれ、省令で規定することとされているところ、その範囲について整理した。

143  
144  
145  
146  
147  
148

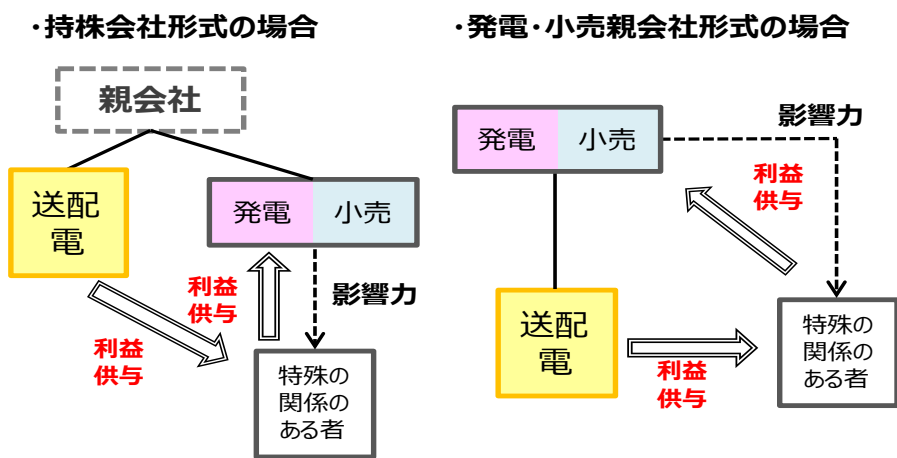
（２）規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲

適正な競争関係を阻害するおそれのある取引を行うおそれのある一般送配電事業者と「特殊の関係のある者」の範囲は以下①・②とする。

① グループ内の発電・小売事業者等の子会社及び関連会社

② グループ内の発電・小売事業者等の主要株主

○別会社を利用した取引（迂回取引等）



149  
150  
151  
152

5. 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律

（本日の議論を踏まえて記載）